

行政減量・効率化有識者会議（第20回）議事概要

1. 日時

平成18年10月17日（火）14:00～17:20

2. 場所

総理官邸4階大会議室

3. 出席者

佐田玄一郎 国・地方行政改革担当大臣、林芳正 内閣府副大臣、岡下信子 内閣府大臣政務官

〔委員〕

飯田亮（座長）、朝倉敏夫（座長代理）、翁百合、樫谷隆夫、富田俊基、船田宗男、菊池哲郎、逢見直人の各委員

〔内閣官房〕

坂篤郎内閣官房副長官補

〔事務局〕

福井良次行政改革推進本部事務局長、江澤岸生行政改革推進本部事務局次長、大藤俊行行政改革推進本部事務局次長、鈴木正徳行政改革推進本部事務局審議官 ほか

〔国土交通省等〕

岩崎貞二自動車交通局長、松本和良自動車交通局技術安全部長、橋口寛信自動車検査独立行政法人理事長

〔農林水産省〕

中尾昭弘政策評価審議官、島田泰助林野庁林政部長

〔経済産業省〕

（石油天然ガス・金属鉱物資源機構）

岩井良行資源エネルギー庁資源・燃料部長、嶋田隆資源エネルギー庁資源・燃料部政策課長、朝日弘資源エネルギー庁資源・燃料部鉱物資源課長

（日本貿易振興機構）

中富道隆大臣官房審議官、塩田誠通商政策課長

4. 主な議題

独立行政法人の見直しに関する各省ヒアリング

- 自動車検査（国土交通省）
- 農林漁業信用基金（農林水産省）
- 石油天然ガス・金属鉱物資源機構、日本貿易振興機構（経済産業省）

5. 議事の経過

開会

佐田 国・地方行政改革担当大臣、林内閣府副大臣、岡下内閣府大臣政務官からあいさつがあった。

独立行政法人の見直しに関する各省ヒアリング

[自動車検査]

資料に沿って国土交通省等からの説明が行われた後、各委員等から述べられた主な指摘は以下のとおり。

- ・ 役職員の身分については、政府としての大きな方針、これまでの独立行政法人の見直しの経緯を踏まえ、非公務員化に向けて検討することが適当である。暴力的、威圧的言動に屈することなく厳正かつ公正に審査を行うための「職員の使命感・士気の維持」は役職員に公務員の身分を付与すべき特段の理由には該当しない。
- ・ 国の財政支出を削減する等の観点から、現在の車検手数料について、料金の在り方・積算方法の見直しを検討することが必要である。
- ・ 今後見込まれる業務量の減少を踏まえつつ、質の高い効率的な自動車検査業務を行うことが必要である。

[農林漁業信用基金]

資料に沿って農林水産省からの説明が行われた後、各委員等から述べられた主な指摘は以下のとおり。

- ・ 保証・保険業務については、収支が均衡していればよいということではない。まず、農林水産業のあり方との関係、具体的には次世代育成、担い手育成に集約するという行政のあり方との関係を踏まえて、保証・保険対象について見直し、その結果必要とされた保証・保険業務についても、モラルハザード防止の観点から、どうしても問題があるもの以外は原則として100%保証から部分保証へと移行すべきではないか。
- ・ 仕組みそのものが複雑であり、仕組みを見直し分かりやすいものにすべきではないか。
- ・ 保証保険業務・低利融資業務のいずれについても十分な見直しが必要。また、利用状況等や業務を行う必要性も踏まえた検討も必要。原案で行おうとしている事項は当然のことで、これらを十分な見直し案とは言いがたい。再度精査して具体的見直し内容を整理する必要がある。

[石油天然ガス・金属鉱物資源機構]

資料に沿って経済産業省からの説明が行われた後、各委員等から述べられた主な指摘は以下のとおり。

- ・ 石油探鉱についてのリスクマネーの供給機能強化について、石油天然ガス・金属鉱物資源機構の出資割合を上げるということは国民が負うリスクも拡大するということになるが、果たして妥当なのか。石油公団時代に生じた問題への対応ができているかどうか、その反省も踏まえた上で、現時点での石油等資源を巡る内外の情勢との関係も含めて石油価格リスクや事業リスク等の種々のリスクを分析した上でないと判断できないのではないか。
- ・ リスクマネーの供給機能強化については、行政改革の視点というよりは、国家戦

略の観点から判断すべきではないか。

- ・ これらの種々のリスクの扱い方についても、リスクを石油天然ガス・金属鉱物資源機構だけが負うのか、他に何か方法がないかについても考えるべきである。
- ・ このようなリスクを石油天然ガス・金属鉱物資源機構が負うことが必要であるというのであれば、最近実績のない金属鉱物のリスクマネー供給をそのままにしておくのではなく行革の観点から廃止を含めた見直しが必要。
- ・ 個別のプロジェクトへの支援の判断は、最終的には誰によってなされるのか。

[日本貿易振興機構]

資料に沿って経済産業省からの説明が行われた後、各委員等から述べられた主な指摘は以下のとおり。

- ・ 日本貿易振興機構については、事務・事業数が多く、その内容も多様であり、手広く行っているとの実態を踏まえて、具体的にどういう視点で見直しを行っているのか明確にすべきである。どのような事業を廃止し、どの分野に重点化するのかということについて、国民が分かるようにすべき。
- ・ まず、すべての事務・事業について見直しを行い、ニーズの有無等について厳しく検討し、個々の事務・事業ごとに廃止か継続かの判断を下すべきである。その上で、継続することとした事業については、国の政策目標に合わせて、例えば、対日投資促進等に事務・事業に重点化するのであれば、あらかじめ具体的な目標を明示することで、日本貿易振興機構の責任を明確にしていくべきではないか。
- ・ 開発途上国の貿易取引拡大について、E P A、W T O等の枠組みに有益なものに特化するということが、これだけでは重点化したことにならない。重点化する事業や対象とする地域について、国の政策目標に沿って見直すべきではないか。
- ・ 海外事務所について、アジアが増えていくことは理解できるが欧州などの事務所の統廃合ができるのではないか。
- ・ 国内事務所についても、統廃合を検討すべきではないか。地方のニーズと負担のあり方について見直すべきではないか。
- ・ 調査研究について、民間で実施しているにもかかわらず実施しているものがないよう調査研究の重点化についてもっと絞り込むべき。
- ・ 日本貿易振興機構の活動をより公正・透明にする観点からも、受益者がある場合については適正な負担を求めるべきではないか。

閉会

< 文責：行政改革推進本部事務局（速報のため事後修正の可能性あり） >

今回会議の資料は、行革事務局ホームページの次の箇所に掲載しています。

<http://www.gyokaku.go.jp/genryoukourituka/dai20/siryoku.html>